

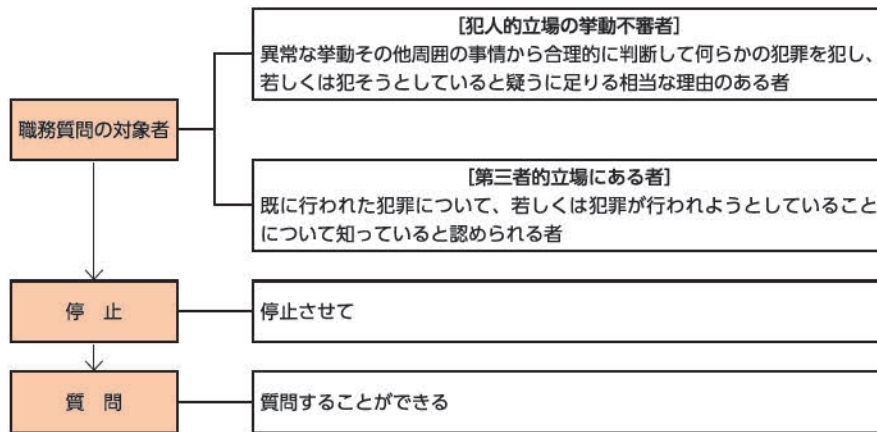
S・Aとリンク!!
TOPのS・A[8]、
TOP・MPDのS・A[10]を
一緒に勉強しよう!



職務質問(停止・質問)

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる(警職法2条1項)。

警職法2条1項の構成



職務質問の意義

職務質問とは、警察官が、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしているとの疑いのある者(犯人的立場にある不審者)、又はそれらについて知っていると思われる者(第三者的立場にある者)を、停止させて質問することをいう。



停止

1 停止の意義

停止とは、移動中の歩行者を立ち止ませたり、自転車に乗車走行中の者に停止を求めたりするなど、**質問できる状態**にすることをいう。

2 停止を求める際の有形力の行使の可否

逃走を図り又は抵抗する対象者に対しては、具体的状況に応じ、説得の手段として、**必要最小限度**の有形力の行使が認められる場合がある。ここにいう「必要最小限度」とは、**必要性**や**緊急性**等を考慮した上、具体的状況の下で**相当**と認められる限度でなければならない(最決昭51.3.16参照)。

3 停止させる手段・方法

(1) 歩行者等を停止させる場合

歩行者等を停止させる手段・方法の例

- ① 前に立ち塞がる行為
- ② 立ち去ろうとする者の身体(肩や腕等)に手を掛ける行為(自転車に乗っている者に対しては、その荷台を掴むなど)
- ③ 振りほどいて離れようとする者を手で引く行為
- ④ 逃げ出した者を追跡する行為
- ⑤ 追い付いて身体に手を掛け停止させる行為



判例

適法とされた事例

- 逃げようとする相手の前に立ち塞がった事例(広島高判昭51.4.1)。
- 追跡して背後から腕に手を掛けた事例(最決昭29.7.15)。
- 逃げようとする相手の肩に手を掛けた事例(札幌高判昭27.12.15)。
- 質問を続行するため、逃げた相手を追跡した事例(最判昭30.7.19)。

違法とされた事例

- 「止まらなければ逮捕する」「逃げると撃つぞ」等と叫びながら追跡した事例(大阪地判昭43.9.20)。

解答

本事例における乙への依頼について、
甲は**犯人隠避罪**の**教唆犯**の刑責を負う。



罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する(刑法103条)。

前2条の罪について、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる(刑法105条)。

犯人蔵匿・隠避罪

1 意義

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は**拘禁中逃走**した者を蔵匿し、又は隠避させる罪です(刑法103条)。保護法益は、**国の刑事司法**作用の円滑な運用です。

2 客体

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者です。「罪を犯した者」には、**真犯人**だけでなく**犯罪の嫌疑を受けて捜査中**の者も含まれます(最判昭24.8.9)。

3 行為

蔵匿又は隠避です。

蔵 匿	官憲による発見・逮捕を免れるための 隠匿場所 を提供して匿うこと
隠 避	蔵匿 以外の方法により、官憲による発見・逮捕を免れさせること 例 逃亡資金の供与、犯人の所在について捜査機関への虚偽の陳述

4 故意

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者を**匿うこと**の認識が必要です。当該犯罪の**法定刑**まで認識している必要はありません(最決昭29.9.30)。



判例

法定刑が罰金以上の刑であることの認識

被蔵匿者が密入国者であると認識してこれを蔵匿した以上、罰金刑以上であるとの認識がなくても犯人蔵匿罪が成立する(最決昭29.9.30)。

5 故意

- (1) 犯人自身が身を隠す行為
⇒**自己防御**であり、**期待可能性**がなく不可罰
- (2) 犯人が他人に自己を蔵匿・隠避させるよう教唆した場合
⇒**防御の範囲**を逸脱し、犯人蔵匿・隠避罪の**教唆犯**が成立(最決昭40.2.26)



甲は、甲の事件当日のアリバイについて虚偽の供述をするよう乙を唆しているから、犯人隠避罪の教唆に当たるね。



親族による犯罪に関する特例

1 刑の裁量的免除

犯人又は逃走した者の**親族**が、これらの者の利益のために、犯人蔵匿・隠避罪を犯したときは、その刑を**免除**することができます(刑法105条)。親族の範囲は、民法の規定により決まり、**養子縁組による親族**も含まれます。

2 親族と犯人との共犯関係

犯人が親族に自己を蔵匿・隠避させるよう教唆した場合、以下の刑責を負います。

- (1) 正犯である親族
犯人蔵匿・隠避罪の**正犯**が成立しますが、**刑の裁量的免除**が可能となります。
- (2) 教唆した犯人
犯人蔵匿・隠避罪の**教唆犯**が成立します。



甲が養親乙に、虚偽供述による甲の隠避を教唆する行為は、防御の範囲を逸脱するものであり、甲に犯人隠避罪の教唆犯が成立するね。

